

## 令和5年鉢田市農業委員会1月定例総会議事録

日 時	令和5年1月25日（水）午後2時00分																																																																																	
場 所	福祉事務所 2階 会議室																																																																																	
出欠状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1番</td><td>新堀 隆</td><td>出</td><td>13番</td><td>齊藤 新一</td><td>出</td></tr> <tr><td>2番</td><td>坪沼美知子</td><td>出</td><td>14番</td><td>飯岡 政一</td><td>出</td></tr> <tr><td>3番</td><td>宇佐見達夫</td><td>出</td><td>15番</td><td>窪 伸衛</td><td>出</td></tr> <tr><td>4番</td><td>菅谷 美尚</td><td>出</td><td>16番</td><td>山口 正重</td><td>出</td></tr> <tr><td>5番</td><td>永井 司</td><td>出</td><td>17番</td><td>関根 薫</td><td>出</td></tr> <tr><td>6番</td><td>海東 一</td><td>出</td><td>18番</td><td>海老原康廣</td><td>出</td></tr> <tr><td>7番</td><td>草野 克信</td><td>出</td><td>19番</td><td>大貫 修一</td><td>出</td></tr> <tr><td>8番</td><td>平沼 要司</td><td>出</td><td>20番</td><td>小沼 藤雄</td><td>出</td></tr> <tr><td>9番</td><td>長峰 克巳</td><td>出</td><td>21番</td><td>菅谷 幸子</td><td>出</td></tr> <tr><td>10番</td><td>森作 秀裕</td><td>出</td><td>22番</td><td>井川 栄</td><td>出</td></tr> <tr><td>11番</td><td>小沼 正</td><td>出</td><td>23番</td><td>箕輪美代子</td><td>出</td></tr> <tr><td>12番</td><td>永井 俊齋</td><td>出</td><td>24番</td><td>梶間 幸一</td><td>出</td></tr> </tbody> </table>				番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出	2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出	3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	出	4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出	5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出	6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出	7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出	8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出	9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出	10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出	11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出	12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出
番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠																																																																													
1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出																																																																													
2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出																																																																													
3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	出																																																																													
4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出																																																																													
5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出																																																																													
6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出																																																																													
7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出																																																																													
8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出																																																																													
9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出																																																																													
10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出																																																																													
11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出																																																																													
12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出																																																																													
事務局	櫻井局長 海老原局長補佐兼係長 井川局長補佐 鬼澤係長																																																																																	
議長	14番 飯岡政一（会長）																																																																																	
議事録署名人	22番 井川 栄 23番 箕輪美代子																																																																																	
書記	海老原局長補佐兼係長																																																																																	
議題	議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について 議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について 議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について 議案第4号 現況証明書の交付について 議案第5号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売落札後の許可について 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について 議案第7号 農業委員会事務局職員の人事について																																																																																	

	<p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について      報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について      報告第3号 農地等の現況に係る照会に対する回答について      その他</p>
事務局	<p>(開会)</p> <p>定刻となりましたので、令和5年鉢田市農業委員会1月定例総会を開会いたします。</p> <p>開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>どうも、皆さんこんにちは。ゆうべは、予想もしなかった大雪に見舞われまして、今日ここへ來るのにも非常に大変な思いをしたと思います。私も昨日うちにいたけれども、かなり8時頃はすごく雪が降ってしまって、周りが真っ白で、明日、これ中止にならないのかなと、確認した次第でございますけれども、鉢田の近辺よりも、うちら大洋の特に南部のほう、鹿嶋近辺よりあちらのほうが多く降りましたので、非常に夜も7センチぐらいは積もりました、うちの周り全部。国道も何もかちかちに今朝凍っていて、小学校のスクールバスなり、養護学校のバスなり、やはり休みなのかなと思ったらば、2時間遅れで運行したということで、帰りは同じ時間に終わるようなことでございます。非常に本当に例年ない大雪でございますけれども、これによって農産物のいろいろな被害が出るとは思いますけれども、それに対して皆さんは常日頃そういう心構えを持ってやっているので、非常にそういう部分では大変懸念したと思います。</p> <p>国会のほうも23日に招集になりますて、いろいろな内外交のほうから激戦が繰り広げられているような今日この頃でございますけれども、国の対策としましては1番目に少子化対策を挙げて、次に防衛費の予算、3番目にやはりコロナ対策の仕事で位置づけております。コロナ対策に対しても、この春に5類に段階的に引き下げる予定となっております。鉢田市といたしましても、コロナのほうは今日の新聞では若干1名でございます。神栖が8名で、鹿嶋が3名で、行方が2名、ところが昨日は鉢田が14名で、神栖が5名、鹿嶋が6、行方が7ということで、昨日、その前もやはりかなり出ております。今日はどういうわけか、人数がどこの市町村も少なくなっておりますけれども、近くにもコロナにかかった方が出ると思いますけれども、コロナにかかってもやはりワクチンをやっている</p>

	<p>せいかどうか分からぬですけれども、重症化ということはあまり見られないで、その点はやはりワクチンの効果があるのかなと思っております。皆さんもそういうことでふだんから気をつけて、そういうことはなるべく不要不急の外出は控えて、やはりコロナにからないように気をつけていることとは思いますけれども、コロナというものは目に見えないものでございますので、注意していくのもやはりどこでうつるか分からぬので、なるべくそういうことで気をつけながら、マスクをやっているのがある程度はこれがいいのかなと思っております。</p> <p>いろいろそういうことで、まとまらない挨拶でございますけれども、今日一日、また皆さんに慎重審議のほうよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>定例総会の議長につきましては、鉢田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事進行を飯岡会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、ただいまの出席委員は24名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、鉢田市農業委員会1月定例総会を開会いたします。</p> <p>本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。</p> <p>会期を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。
議長	次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。会議録署名人に、22番 井川栄 委員、23番 箕輪美代子 委員の両名を指名いたします。
議長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名いたします。

議長	これより議事に入りたいと思います。
	(議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)
議長	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。
議長	番号1番から番号13番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	番号1番から番号13番まで、ご説明いたします。申請件数につきましては13件、地目、畑27筆、田15筆、計42筆。面積は12万2,405平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買10件、普通贈与1件、代物弁済2件となっております。いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長	番号1番について地元委員の説明を求めます。
宇佐見達夫委員	3番、宇佐見です。1番について説明します。譲渡人、■さんと譲受人、■さんは、祖母とお孫さんの関係になります。今回■さんからの要望で、一生懸命農業を頑張っているお孫さんに贈与したいということでした。■さんは、両親と一緒に葉物を中心に、実習生を使い、経営を行っております。問題ない案件かと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長	続きまして、番号2番について地元委員の説明を求めます。
平沼要司委員	平沼です。番号2番についてご報告いたします。譲受人、■さんと譲渡人、■さんは知人の関係でございます。このた

	び [REDACTED] さんの経営規模拡大ということで売買契約が円満にまとまりたということでございます。[REDACTED]さんは、作物、サツマイモ、米などを中心とした農家であり、経営面積も8ヘクタールあり、[REDACTED]さんも熱心に取り組んでおります。作物、米を増産するため申請地を取得したいということでございます。以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障がないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題はないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長	続きまして、番号3番について地元委員の説明を求めます。
森作秀裕委員	10番、森作です。譲受人、[REDACTED]さんと譲渡人、[REDACTED]さんは兄弟の関係にあります。このたび[REDACTED]さんのほうが代物弁済という形で、弟の[REDACTED]さんから土地を代物弁済という形を取ることでございます。[REDACTED]さんはサツマイモ等を栽培しており、これからまたサツマイモを増やしていくということでございます。農地法第3条第3項等に該当するということで、問題がない案件かと思われます。よろしくお願いいたします。
議長	続きまして、番号4番、番号5番について地元委員の説明を求めます。
山口正重委員	16番、山口です。4番と5番についてご説明いたします。まずは4番、譲受人、[REDACTED]さんは、譲渡人、[REDACTED]から規模拡大のため農地を取得したいとのことで、譲受人、[REDACTED]さんはメロンとイチゴを中心とした農家で、農作業年間300時間以上従事しており、別に問題ない案件なので、よろしく審議のほどお願いします。
	5番について説明いたします。譲渡人、[REDACTED]さんと譲受人、[REDACTED]さんは知人の関係の間柄であり、このたび代物弁済ということで円満にまとめたということです。譲受人、[REDACTED]さんはサツマイモを中心として、そのほか葉物を作っていて、4町歩ぐらい現在作っているそうです。造谷に作業所と倉庫があり、トラクター56馬力、33、21、19馬力とあり、そのほかサツマイモ栽培に当たり掘り取り機、マルチはぎ機、つるかき機一式があるそうです。トラックも配送車2台、軽トラ3台所有しており、年間350時間、農作業に従事しており、別に問題ない案件かと思いますので、よろしく審議のほどお願いいたします。

議長	続きまして、番号6番について地元委員の説明を求めます。
海老原康廣委員	18番、海老原です。番号6番についてご説明いたします。譲受人、■さんと譲渡人、■の間で、■さんの経営規模拡大ということで売買契約が円満にまとまったということでございます。■さんは、■を中心とした農家であり、研修生8人を使って熱心に取り組んでおります。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長	続きまして、番号7番、番号8番について地元委員の説明を求めます。
菅谷美尚委員	4番、菅谷です。7番について説明いたします。譲受人、■さんは、ニンジン、葉物、水稻を中心に作付けする専業農家さんです。農業規模拡大したいと思っていた■さんに知人から、地元の畠を売りたい譲渡人を紹介され、円満に話がまとまつたとのことです。■さんは、取得した畠に葉物を作付けするということです。問題のない案件と思われますので、よろしくご審議お願いします。
	続いて、8番について説明いたします。譲受人、■さんは、水稻中心で、家族3人と従業員さん2名で作業をしている大規模農家さんです。前々より借地していた■さんの田を買い取ることになったそうです。引き続き水稻を作付することです。問題のない案件と思われますので、よろしくご審議お願いいたします。
議長	続きまして、番号9番について地元委員の説明を求めます。
永井司委員	6番、永井です。9番について説明いたします。譲渡人、■さんは、東京に住んでおりますが、実家が譲受人の■さんの近所でありまして、このたび■さんの規模拡大ということで売買がまとまつたそうでございますので、よろしく審議お願いしたいと思います。
議長	続きまして、番号10番について地元委員の説明を求めます。
小沼正委員	11番、小沼です。10番について説明いたします。譲受人、■さんと譲渡人、■さんは知人の関係でございます。このたび■さんの経営規模拡大ということで売買契約が円満にまとまつたということでございます。■さんは、サツマイモ、葉物を中心とした農家で、経営面積も7.7ヘクタールあり、熱心に農業に取り組んでおります。サツマイモを増産するた

	め、申請地を取得したいということでございます。問題のない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。
議長	続きまして、番号11番、番号12番について地元委員の説明を求めます。
関根薰委員	<p>17番、関根です。11番について、譲受人、■さんと譲渡人、■さんは知人の間柄でございます。このたび■さんの経営規模拡大ということで売買契約が円満にまとまったようでございます。</p> <p>■さんは、サツマイモ、米などを中心とした農家であり、経営面積も1町1反3畝あります。■氏は、建設業も営んでおり、申請地の一部を借り受けて土石採掘の場の運搬道路として一時転用、利用しておりましたが、作業完了に伴い農地に戻した経過があり、当該農地を一体的に取得して耕作したいとのことです。取得後は、サツマイモを作付するそうです。以上のような理由から、譲受人、農作業、常時150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障ないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。</p>
	続きまして、12番、譲受人、■さんと譲渡人、■さんは知人の間柄でございます。このたび経営規模拡大ということで売買契約が円満にまとまったようでございます。■さんはニンジンを中心とした農家であり、経営面積もおよそ3町歩ぐらいあります。取得後は、ニンジンを作付するそうです。以上のような理由から、譲受人、農作業、常時年間150日従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障ないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願ひします。
議長	続きまして、番号13番について地元委員の説明を求めます。
井川栄委員	<p>22番、井川です。譲受人、■さんは、譲渡人、■さんの畠を以前からサツマイモを栽培して耕作していました。このたび売買という形が円満にまとまったということであります。</p> <p>■さんは、サツマイモの専業農家であります。■さんのお父さん、■さんと息子さんと3代で家業に従事しており、大変優秀な農家さんだと私も思っております。以上のようなことから、何ら問題ないと思いますので、第3条第2項の権利移動に係る許可要件については問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひ</p>

	いたします。
議 長	番号1番から番号13番について質疑に入りたいと思います。質疑を許します。 どうぞ。
大貫修一委員	すみません。お先に失礼します。19番、■ですけれども、3番と5番で代物弁済というのがありますけれども、代物弁済とは何ですか。
議 長	事務局から説明願います。
事 務 局	農地係の鬼澤です。あまり聞き慣れないと思いますが、代物弁済というのは遺産の相続の権利が発生したときに、そちらをお金で本来は負担するものであります。それを土地で換算するという場合に発生するもので、今回保岡さんのケースに当たっては、お兄さんのほうが代物弁済で取得する部分を、弟さんからお金でもらうことができなかったということで、土地のほうでそちらを換算して渡すということになりました。その場合も、農地法のほうで取得要件の中に3条の常時日数であったりとか、下限面積であったりとか、そういうものを満たさないと取得ができない、許可が必要ということになりますので、こういった形で総会にかけさせていただいております。 以上です。
大貫修一委員	3番より5番、3番のほうは兄弟だと言っていましたけれども、5番のほうの■さんのはどういう関係なのですか。■さんですか、これは兄弟ではないですね。ご家族ではないですね。分からぬけれども。
議 長	事務局から。
事 務 局	5番については、またちょっと違うケースでございまして、こちらは■さんのほうに■さんのほうで債権が発生しております、こちらはやはりお金であったのですけれども、土地のほうに抵当権という設定をされておりまして、お金のほうの返済ができない場合は代物弁済ということで、土地でそのお金の分を返済するというふうな形になるので、基本的にはお金でなければいけないものを土地で返すということになるので、所有権の移転が発生しますので、許可が必要というふうな形になりますので、ご家族ではないです。

大貫修一委員	そうなると、例えばお金を貸したということですね、簡単に言えば。■さんが。それに大体合っただけの土地をもらえたということなるのですか。分かりました。どうもありがとうございました。
議長	そのほかありましたらお願ひします。
箕輪美代子委員	23番、箕輪です。私の意見も、今3番と5番でありました代物弁済についてだったのですけれども、3番の兄弟のほうで、これお兄さんから弟さんですか。
事務局	3番について、すみません。こちら、お兄さんが弟さんから取得するという形になります。相続のときは、弟さんが相続はされていたのですけれども、こちらについては遺留分がお兄さんにも権利が発生していたのに、その分をお金で本来は渡すという形になるところが、それができないので、農地を渡して同じ価値のものを渡す形になるので、代物弁済というふうになっています。
箕輪美代子委員	この弟さんが相続していたと、これが仮に相続して1年後とか2年後でも代物弁済でいいのですか。
事務局	おっしゃるとおり、何年たっていても、特に今回のケースですと権利のほうが、もともとは相続のほうを遺言等で弟さんにされるという形を取っていたのですけれども、それでも遺留分、相続する権利の方に最低限保障される相続権というものがありますので、そちらの分を本来であればお金でお支払いするという形を取るのですが、それが弟さんのほうができなかつたので、こちら土地で渡すという形になったということでございますので、何年たっていても、その権利自体が消えることはないので、それを処理するとなったときにはこういった形になる場合もあるということです。
議長	そのほか何かご質問あれば。質疑ないですか。
	(質疑なしの声あり)
議長	では、質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番から番号13番について申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議長	異議なしと認めます。番号1番から番号13番を許可と決定いたします。
	(議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について)
議長	続きまして、議案第2号 「農地法第4条の規定による転用許可について」を議題といたします。
議長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	番号1番、申請地、[REDACTED]、地目、畠、面積401平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、駐車場、401平方メートル。事由、農地法の許可を得ずに住宅敷地を拡張して駐車場を整備して利用しておりましたので是正をします。なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されております。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
海東一委員	6番の海東です。1番について報告いたします。去る1月16日に4番、菅谷委員、6番、私、8番の平沼委員と事務局で現地調査を行いました。場所については、地図1ページの左側でございます。詳細については、地元委員さんにお願いしたいと思います。申請地は、住宅と山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地であり、農地区分は第2種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。
議長	続きまして、地元委員の説明を求めます。

永井俊齋委員	<p>12番、永井です。現況調査員の皆さん、大変ご苦労さまでした。申請番号1番についてご説明申し上げます。現況は、地図1ページの左側です。借宿地内、県道8号線から市道6—12号線を北へ進み、旧青柳小学校跡地から約500メートル進んだ右側です。こたび、申請人、██████さんが屋敷に隣接する農地を駐車場に転用して使用していたとのことです。平成16年頃、市道6—12号線のバイパスが屋敷の反対側、西側を通過し、東側に旧道が、そして西側にバイパスが通り、利便性を考えて駐車場にして使用していました。問題ない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。なお、この案件につきましては、既に碎石を入れ、駐車場として使用されており、始末書が添付されております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議長	<p>続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事務局	<p>番号2番、申請地、██████████、地目、畠、面積365平方メートル。同じく██████████、地目、畠、面積35平方メートル。同じく██████████、地目、畠、面積58平方メートル。計3筆、458平方メートル。申請人、██████████、██████████。転用施設、農業用作業所・駐車場・進入路、146.37平方メートル。事由、現在の作業所が手狭なため、作業所を新たに建築し、それに伴う駐車場及び公道までの進入路を拡幅したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただけたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>

議長	現況調査員の調査報告を求めます。
平沼要司委員	8番、平沼です。番号2番について報告いたします。場所については、地図の1ページの右側になります。詳細については、地元委員さん、お願いします。申請地は、集団的に存在する農地の地域にあるが、農業用作業所を整備し、使用するため例外的に許可できます。農地区分、第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画性、面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。
議長	地元委員の説明を求めます。
宇佐見達夫委員	3番、宇佐見です。2番について説明いたします。現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、地図1ページ右側、県道110号線、石八戸通り入り口先のメロンロードとの交差点を東へ右折し、1.5キロ先をさらに右折、水田の真ん中に第一揚水機場があり、その手前を左折して右側になります。■さんは、家族とパートさんとで葉物を栽培しており、今回作業所が狭いということで、自宅の隣に作業所を新設し、駐車場とそこに至るまでの進入路を拡張し、設置したいとのことでの申請です。第1種農地ではありますが、農業用施設を設置し、使用するため、例外的に許可できると思いますので、問題ない案件かと思います。よろしくご審議のほどお願いします。
議長	番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。  (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。  (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。
議長	続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。

事務局	<p>番号3番、申請地、[REDACTED]、地目、田、面積714平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、長屋住宅（アパート）、233.56平方メートル。事由、申請地は新鉾田駅に近く、利便性もよいため長屋住宅（アパート）を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので、続けてご説明お願いいたします。
海東一委員	6番、海東です。3番について報告いたします。場所については、地図2ページ左側の位置です。申請地は、都市計画区域内の第1種中高層住宅専用地域であり、農地区分は第3種農地と判断しました。農地転用許可基準からの意見として、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。
	地元委員ですので、続いて報告いたします。申請地は、[REDACTED]で、さがみ典礼北側50メートルぐらいの位置にあり、周囲はアパートや住宅が建っております。このたび申請人、[REDACTED]さんが、申請地は新鉾田駅に近く、利便性もよいため、長屋住宅（アパート）を整備したいということで、農地転用の申請をされたとのことです。現在申請地は、平成10年頃区画整理法により、町で田を埋立て、現在は空き地になっております。問題のない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長	それでは、番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。
	（質疑なしの声あり）
議長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号3番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。
	（異議なしの声あり）
議長	異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。

議長	続きまして、番号4番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	番号4番、申請地、[REDACTED]、地目、畠、面積674平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、植林、674平方メートル。事由、申請地の周辺は山林に囲まれ、日陰地で生産性が悪いため植林したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
海東一委員	6番、海東です。4番について報告します。場所については、地図2ページの右側です。詳細については、地元委員さんにお願いします。申請地は、山林に囲まれた地域であり、集団性の低い農地である。農地区分は、第2種農地と判断しました。農地転用許可基準からの意見として、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。
議長	地元委員の説明を求めます。
森作秀裕委員	10番、森作です。現況調査員の皆様、大変ご苦労さまでございました。それでは、番号4番を説明いたします。場所は、2ページの右側の地図を御覧ください。カスマストアとセブンイレブンの間の左側の山の中に上がっていく細い道路がありまして、その途中にございます。農地区分は第2種農地ということで、日当たりが悪く、自分の山林のすぐ前が畠ということで、植林をしたいということです。植林内容は、ケヤキを植えたいということでございます。農地転用許可基準から見た点で問題がない案件だと思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号4番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。

	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。
	(議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について)
議 長	続きまして、議案第3号 「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番、権利、売買。申請地、[REDACTED]、地目、畠、面積451平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、自己住宅、76.31平方メートル。事由、現在、親と同居しておりますが、手狭なため自己住宅を建築したい。詳細については、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
菅谷美尚委員	4番、菅谷です。1番についてご報告いたします。去る1月16日に6番、海東委員、8番、平沼委員、私と事務局で現地調査を行いました。場所は、地図3ページ左側になります。詳細につきましては、地元委員さんにお願いします。申請地は、第2種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。
議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
関根薰委員	17番、関根です。地図3ページ右側を御覧ください。場所は、国道51号線、西勝下地区の交差点歩道橋より、勝下地内の海岸の

	ほうに向かって300メートルぐらい行った道路沿いの右側辺りになります。譲受人、■さんと譲渡人、■さんは知人という関係でございます。■さんが自己住宅を建築するために、■さんの土地を購入したそうです。問題ない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議 長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。  (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。  (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号2番、権利、使用貸借。申請地、■、地目、畠、面積324平方メートル。同じく■、地目、畠、面積581平方メートル。計2筆、885平方メートル。使用借人、■、■。使用貸人、■、■。転用施設、ラジコンサーチット場・物置・駐車場、215.23平方メートル。事由、農地法の許可を得ずに令和3年よりラジコンサーチット場、物置、駐車場として整備して利用しておりましたので是正をします。なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されています。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
平沼要司委員	8番、平沼です。番号2番について報告します。場所については、地図の3ページの右側になります。詳細については、地元委員さん、お願いします。申請地は、集団的に存在する農地の地域にあるが、集落に接続して設置される自己住宅として例外的に許可ができる

	ということで、農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告をいたします。
議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
齊藤新一委員	13番、齊藤です。現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。番号2番について説明いたします。場所は、地図3ページの右側です。県道110号線を茨城町方面に向かって、旧舟木小学校前信号を左折して600メートルぐらい先の十文字を右折して400メートルぐらい進んだ右側です。譲渡人、■さんと譲受人、■さんは、義理の親子の関係です。長男のお嫁さんです。2021年ごろにドリフトベースというラジコンサーキット場を始めるために賃貸契約がまとまったということです。許可を得ずにミニサーキット場などを作ってしまいましたので、始末書が添付されております。よろしくご審議のほどお願ひいたします。
議 長	番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 どうぞ。
大貫修一委員	19番、大貫です。このラジコン場というのは、中学生のお子さんが世界的に有名な方ですか。世界大会に中学生くらいの子供が出ていた家ですか。
齊藤新一委員	そうです。
大貫修一委員	そうですか、やっぱり。私は見に行きました。
議 長	それ以外に質疑ありますでしょうか。 どうぞ。
新堀隆委員	1番の新堀です。私は、この近辺に土地を持っているのですけれども、ラジコンサーキット場というのだけれども、畠か何かで物置を造ったのを見たことがあるのだけれども、ラジコンサーキット場とはこれ営業でやっているのですか。看板も何もないようなのだけれども、ここ。営業でラジコンサーキット場をやっているの。
議 長	事務局、説明お願いします。
事 務 局	農地係です。一応申請者のほうに営業されているということで資

		料が添付されておりました。利用料、1回1,300円とかで、他県のほうからもたくさんいらっしゃるそうで、茨城県でもかなり有名なサーフィット場になっているということです。使うだけではなくて、ラジコンカーの販売等も行っているので、職業が小売業についているのですけれども、そういう形で営業はされているそうです。
議 長		それと、看板がないとか何とか。 事務局、お願いします。
事 務 局		看板は、一応出てはいるのですけれども、かなり小さくて、奥まったところにサーフィット場があるので、特に大きな通りに看板が出ているわけではないので、なかなかたどり着くのは難しいかもしれませんのですけれども、調べて行くことはできるようになっています。
議 長		よろしいですか。そのほかありますか。どうでしょうか。
		(質疑なしの声あり)
議 長		では、質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。
		(異議なしの声あり)
議 長		異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長		続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局		番号3番、権利、売買。申請地、[REDACTED]、地目、畠、面積1,302平方メートル。譲受人、[REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]。譲渡人、[REDACTED], [REDACTED]。転用施設、太陽光発電設備、423.84平方メートル。事由、再生可能エネルギー固定買取制度による売電を行うため、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。
		以上でございます。

議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
菅谷美尚委員	4番、菅谷です。3番についてご報告いたします。場所は、地図4ページ左側になります。詳細は、地元委員さん、お願ひいたします。申請地は、第3種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。
議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
菅谷幸子委員	21番、菅谷です。現地調査員の皆さん、ご苦労さまでした。3番の案件についてご説明いたします。地図は、4ページに左側になります。場所は、JA大洋支所より鹿島臨海鉄道大洋行きのほうへ300メートルぐらい行ったところになります。譲受人、■さんと譲渡人、■さんは、太陽光発電事業設備での知り合いとのことです。申請地の隣にも同じような内容のものがでてきており、何ら問題ない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。
議 長	それでは、番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をします。 番号3番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号4番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号4番、権利、売買。申請地、■、地目、田、面積433平方メートル。譲受人、■、■。譲渡人、■、■。転用施設、■

	自己住宅、79.49平方メートル。事由、現在、親と同居しておりますが、手狭なため自己住宅を建築したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長	現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので、続けてご説明お願いいたします。
海東一委員	6番、海東です。4番について報告します。場所については、地図4ページ右側の図です。申請地は、都市計画区域内の第1種住居地域であります。農地区分は、第3種農地と判断しました。農地転用許可基準からの意見として、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。 続いて、地元委員ですので、説明を行います。申請地は、[REDACTED]、県信用金庫南側20メートルぐらいに位置しており、周りは住宅、建設中のアパートが建っております。譲受人、[REDACTED]さんと譲渡人、[REDACTED]さんは知人の関係でございます。このたび申請人、[REDACTED]さんが、現在親と同居しており手狭なため、自己住宅を建築したいということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。申請地は、現在休耕地になっております。問題のない案件と思われますので、よろしく審議のほどお願いします。
議長	番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号4番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。
議長	続きまして、番号5番を上程いたします。事務局に説明させます。

事務局	<p>番号5番、権利、売買。申請地、[REDACTED]、地目、田、面積998平方メートル。[REDACTED]、地目、田、面積995平方メートル。計2筆、1,993平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、資材置場・駐車場、1,993平方メートル。事由、建築工事業を営んでおりますが、事業規模拡大に伴い資材置場が手狭なため新たな資材置場、重機置場及び駐車場として整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので、続けてご説明お願いいたします。</p>
海東一委員	<p>6番、海東です。5番について報告いたします。場所については、地図5ページの左側の位置です。申請地は、宅地に囲まれ、地域にある集団性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。農地転用許可基準からの意見として、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。</p> <p>続いて、地元委員ですので、説明を行います。申請地は、[REDACTED]、[REDACTED]でございます。[REDACTED]裏北側、北西側の場所にあります。譲渡人、[REDACTED]さんと譲受人、[REDACTED]さんは知人の関係でございます。譲受人、[REDACTED]さんは建築工事を営んでおり、事業拡大に伴い、申請地に資材置場が手狭なため新しい資材置場、重機置場及び駐車場として整備したいということで売買契約が円満にまとまったということでございます。現在は休耕地になっております。問題のない案件と思われますので、よろしく審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>番号5番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号5番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	異議なしと認めます。番号5番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号6番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号6番、権利、売買。申請地、[REDACTED]、地目、畠、面積32平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、進入路、31平方メートル。事由、農地法の許可を得ずにアパート駐車場への進入路として整備し、利用しておりましたので是正の申請をします。なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されています。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
平沼要司委員	8番、平沼です。6番について報告をします。場所については、地図5ページの右側になります。詳細については、地元委員さん、お願いします。申請地は、鹿島臨海鉄道徳宿駅から500メートル以内であり、農地区分は第2種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告をいたします。
議 長	地元委員の説明を求めます。
宇佐見達夫委員	3番、宇佐見です。6番について説明いたします。場所は、地図5ページ右側、鹿島臨海鉄道徳宿駅より南へ約400メートルの場所となります。譲受人、[REDACTED]さんは、建設業の傍らアパート経営を行っており、今回2棟目のアパートを建設の際、駐車場の整備を行うに当たり、知人である[REDACTED]さんの土地を農地法の許可を得ずアパート駐車場への進入路として整備して利用していたということによる是正の申請となります。今回整備済み、使用済みなので、始末書が添付されております。よろしくご審議のほどお願いします。
議 長	番号6番について質疑に入りたいと思います。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)

議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号6番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	異議なしと認めます。番号6番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長 事 務 局	<p>続きまして、番号7番を上程いたします。事務局に説明させます。</p> <p>番号7番、権利、使用貸借。申請地、[REDACTED]、 地目、畠、面積1,099平方メートル。[REDACTED]、 地目、畠、面積25平方メートル。計2筆、1,124平方メートル。使用借人、[REDACTED]、[REDACTED]。使用貸人、[REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、農家住宅、192.94平方メートル。事由、現在、両親と同居しておりますが、子供が成長し手狭なため作業場、倉庫、直売所を併設する農家住宅を建築したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。以上でございます。</p>
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
菅谷美尚委員	4番、菅谷です。7番についてご報告いたします。場所は、地図6ページ左側になります。詳細は、地元委員さん、お願いいいたします。申請地は、第3種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。
議 長	地元委員の説明を求めます。
山口正重委員	16番、山口です。現地調査員の方、ご苦労さまでした。内容につきましては、現地調査員の言うとおりです。譲渡人、[REDACTED]さんと譲受人、[REDACTED]さんは親子関係であり、また[REDACTED]さんは知人関係です。このたび譲受人、[REDACTED]さんは現在両親と同居しておりますが、子供が成長し、手狭なため、作業所、倉庫、直売所を併設する農家住宅を建設したいということです。譲受人、[REDACTED]

	[REDACTED]さんはメロン作りを熱心に取り組んでおり、昨年、メロン、イバラキングの普及栽培に取り組み、茨城県から表彰を受けるなど優秀な人材でございます。別に問題のない案件なので、よろしくお願ひします。
議長	番号7番について質疑に入ります。質疑を許します。 どうぞ。
大貫修一委員	大貫です。場所の説明を受けていないのですが、ヘリポート、駅の近くの。
山口正重委員	鹿島臨海鉄道の徳宿駅大洗側に1軒あるのですけれども、その裏側になります。地図は6ページの左側になります。失礼しました。
議長	よろしいですか。どうですか、質疑のほうありますか。  (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号7番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。  (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号7番を申請どおり許可と決定いたします。
議長	続きまして、番号8番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	番号8番、権利、売買。申請地、[REDACTED]、地目、 畠、面積60平方メートル。[REDACTED]、地目、畠、面積 439平方メートル。計2筆、499平方メートル。譲受人、 [REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、 [REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、自己住宅、1 13.03平方メートル。事由、現在、親と同居しておりますが独立するために申請地に自己住宅を建築したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。

議長	現況調査員の調査報告を求めます。
平沼要司委員	8番、平沼です。8番について報告します。場所については、地図の6ページの右側の位置になります。詳細については、地元委員さん、お願いします。申請地は、集団的に存在する農地の地域にあるが、集落に接続して設置されている自己住宅として例外的に許可できます。農地区分は、第1種農地と判断しました。農地転用基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。
議長	地元委員の説明を求めます。
齊藤新一委員	13番、齊藤です。8番についてご説明いたします。場所は、6ページ右側です。県道110号線を鉢田市街地から北上し、舟木十文字を右折して200メートルぐらい行った右側です。ちょうどスーパーセイミヤというスーパーがあるのですけれども、その反対側辺りになります。譲渡人、■さんと譲受人、■さんは知人の関係です。■さんが自己住宅を建築するということで売買契約が円満にまとまったということです。■さんは、■■に親と同居していますが、次男のため独立するのに自己住宅を建築したいということです。問題のない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。
議長	それでは、番号8番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号8番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号8番を申請どおり許可と決定いたします。
議長	続きまして、番号9番を上程いたします。事務局に説明させます。

事務局	<p>番号9番, 権利, 売買。申請地, [REDACTED], 地目, [REDACTED] 畜, [REDACTED]。譲受人, [REDACTED]。譲渡人, [REDACTED], [REDACTED]。転用施設, 堆肥盤, 170.31 平方メートル。事由, 農地法の許可を得ずに平成25年12月頃から堆肥盤として無断で使用していましたので, 是正の申請をします。なお, この案件につきましては, 既に使用されているため, 始末書が添付されています。詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
菅谷美尚委員	4番, 菅谷です。9番についてご報告いたします。場所は, 地図7ページ左側になります。詳細は, 地元委員さん, お願いいたします。申請地は, 第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断いたしましたので, ご報告いたします。
議長	それでは, 地元委員の説明を求めます。
小沼正委員	11番, 小沼です。9番について説明いたします。現況調査員の皆様, ご苦労さまでした。場所は, 地図7ページ左側を御覧ください。県道下太田鉢田線沿い, 造谷地内にありますJA茨城旭村農機具センターから北東へ1キロほどの場所にあります。譲渡人, [REDACTED] さんと譲受人, [REDACTED]さんは知人の関係でございます。このたび譲受人, [REDACTED]さんが申請地に農地法の許可を得ず堆肥盤が整備され, 無断で使用していましたので, 始末書添付の上是正の申請をします。問題のない案件と思われますので, よろしくご審議のほどお願ひいたします。
議長	番号9番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号9番を申請どおり許可と決定することに, ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議長	異議なしと認めます。番号9番を申請どおり許可と決定いたします。
(議案第4号 現況証明書の交付について)	
議長	続きまして、議案第4号 「現況証明書の交付について」を議題といたします。
議長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	番号1番、届出地、[REDACTED]、台帳地目、畠、面積1,290平方メートル。申請人、[REDACTED], [REDACTED]。変更年月日、平成11年6月11日以前、確認年月日、令和5年1月16日。非農地証明となります。 以上でございます。
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
菅谷美尚委員	4番、菅谷です。1番についてご報告いたします。場所は、地図7ページ右側になります。現地確認したところ、現在竹やぶになっておりました。3人の総合意見として非農地証明の交付は可と判断いたしましたので、ご報告いたします。
議長	地元委員の説明を求めます。
菅谷幸子委員	21番、菅谷です。現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。1番の案件について説明いたします。地図は、7ページの右側になります。この地図で見ますと、農協、JAほこた大洋支店なわけですけれども、ちょうどその道があるように見えますけれども、実際行ってみますと、さっき現地調査員の菅谷さんがおっしゃったように、もう道がなくてボサなのです。それで、反対側のほうの農道のほうから行きまして、どう見てもこれは農地ではないと。全くボサで、道の境が分からない、そういう状態でしたので、よろしくお願ひいたします。

議長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。  (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ございませんか。
議長	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。
事務局	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。  番号2番、届出地、[REDACTED]、台帳地目、畠、面積1,047平方メートル。申請人、[REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]。変更年月日、平成4年9月12日以前、確認年月日、令和5年1月16日。非農地証明となります。 以上でございます。
議長	現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので、続けて説明願います。
菅谷美尚委員	4番、菅谷です。2番についてご報告いたします。場所は、地図8ページ左側になります。現地を確認したところ、現在大きい樹木、竹やぶになっていました。3人の総合意見として非農地証明の交付は可と判断いたしましたので、ご報告いたします。 続きまして、地元委員なので、説明いたします。場所は、さっきと同じ8ページ左側になります。大洋支所を大洋駅に向かい、大蔵交差点を左折し600メートル、交差点を右折200メートル地点の横田工務店さんを左折して約150メートル行った地点にあります。左側です。現地は、樹木と竹やぶで覆われている状態です。非農地証明を出しても問題のない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。

	(質疑なしの声あり)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号2番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号2番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。
議 長	関連があるので、番号3番、番号4番を一括して上程いたします。 事務局に説明させます。
事 務 局	<p>番号3番、番号4番について、続けて説明いたします。番号3番、届出地、[REDACTED]、台帳地目、畝、面積67平方メートル。[REDACTED]、台帳地目、畝、面積60平方メートル。2筆、計127平方メートル。[REDACTED] [REDACTED], [REDACTED]。</p> <p>続きまして、番号4番、届出地につきましては、番号3番と同一でございます。申請人、[REDACTED], [REDACTED]。許可年月日、平成16年1月23日、確認年月日、令和5年1月16日。転用事実証明となります。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
平沼要司委員	8番、平沼です。3番、4番についてご報告をします。去る1月16日に4番、菅谷委員、6番、齊藤委員、8番、平沼、私と事務局で現地調査を行いました。場所については、地図の8ページの右側と9ページの左側になります。現地を確認したところ、現在進入路という状況でありました。平成16年から進入路として使用している状況でした。3人の総合意見として、転用事実証明書の交付は可と判断しましたので、ご報告をいたします。
議 長	地元委員の説明を求めます。
山口正重委員	16番、山口です。場所は、地図8ページの右側と9ページの左

		側になります。内容は、現地調査員の言うとおりです。申請人、[REDACTED]と[REDACTED]は、所有者、[REDACTED]さんと話し、奥の畠に進入路を正式に作りたいということで、今まで進入路ではなかったため、許可をもらいたいということで、別に問題ない案件なので、よろしくお願いします。
議 長		番号3番、番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。  (質疑なしの声あり)
議 長		質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号3番、番号4番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ございませんか。  (異議なしの声あり)
議 長		異議なしと認めます。番号3番、番号4番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。
		(議案第5号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売落札後の許可について)
議 長		議案第5号 「農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売落札後の許可について」を議題といたします。
議 長		番号1番から番号4番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局		番号1番から番号4番まで、ご説明いたします。番号1番、土地の表示、[REDACTED]、畠、181平方メートル。 [REDACTED]、畠、1、219平方メートル。願出人、[REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED]。 続きまして、番号2番、土地の表示、[REDACTED] [REDACTED]、畠、2、781平方メートル。願出人、鉢

	[REDACTED], [REDACTED]。 続きまして、番号3番、土地の表示につきましては、番号1番と同一でございます。願出人につきましては、番号2番と同一でございます。
	続きまして、番号4番、土地の表示、[REDACTED]、畠、4,801平方メートル。願出人、[REDACTED], [REDACTED]。
	いずれも公売で、入札期日、開札期日は、ともに令和5年2月20日となっております。
	以上でございます。
議長	番号1番について地元委員の説明を求めます。
永井俊齋委員	12番、永井です。申請番号1番についてご説明申し上げます。[REDACTED]さんは、親の代から市内青柳で農業を経営しています。経営面積は約2.4ヘクタール余りで、[REDACTED]さん夫妻と研修生二、三名で作業しています。主にハウス栽培でミニトマト、葉物を中心として、そしてサツマイモ等も耕作しています。農機具の保有状況は、トラクター2台、耕運機なども使用しています。つきましては、買受適格証明書の交付について問題はないかと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	続きまして、番号2番、番号3番について地元委員の説明を求めます。
山口正重委員	16番、山口です。2番と3番について説明いたします。[REDACTED]さんは、ハウスで葉物などを中心として大規模な経営をしています。このたび耕運機公売に参加するために申請をしたということで、別に問題ない案件なので、よろしくお願いします。
議長	番号4番について地元委員の説明を求めます。
井川栄委員	22番、井川です。4番の説明をいたします。申請人の[REDACTED]さんについてご説明いたします。[REDACTED]さんは、9町歩余りの耕作をしている、素材専門の農家であります。娘さん夫婦も東京から帰ってきまして、昨年度から農作業に従事している、将来も有望な農家であります。何ら問題ない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議長	番号1番から番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。

	(質疑なしの声あり)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号1番から番号4番を申請どおり買受適格証明書を発行することとし、なお落札の際には農地法第3条の許可書を発行することに、ご異議ございませんか。</p>
議長	(異議なしの声あり)
(議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について)	
議長	続きまして、議案第6号 「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
議務局	<p>事務局に説明させます。</p> <p>申請件数につきましては、22件、合計で49筆、面積11万1,812.07平方メートルです。利用権の種類ですが、賃貸借27筆、使用貸借22筆となっております。内訳につきましては、全て新規となっております。いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	これより質疑に入ります。質疑を許します。

	(質疑なしの声あり)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>議案第6号を、申請どおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を決定することに、ご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。
	(議案第7号 農業委員会事務局職員の人事について)
議 長	続きまして、議案第7号 「農業委員会事務局職員の人事について」を議題といたします。
議 長	事務局に説明させます。
事 務 局 長	<p>農業委員会の事務に従事させる職員につきましては、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、農業委員会が任免する規定になっております。</p> <p>鋸田市においては、毎年4月1日付で職員の定期人事異動が行われており、定期人事異動の内示につきましては、例年でありますと3月下旬に発令されております。</p> <p>農業委員会事務局職員の定期人事異動について、市長との交渉・調整につきましては、農業委員会を代表して、飯岡会長並びに草野代理、小沼代理に一任していただければと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>職員の人事異動につきましては、ただいま事務局で説明したとおりでございます。</p> <p>これより質疑に入りたいと思います。質疑を許します。</p>

	(質疑なしの声あり)
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>ただいまの事務局の説明のとおり、4月1日付の農業委員会事務局職員の定期人事異動に伴う市長との交渉・調整につきましては、会長並びに会長代理に一任ということで、ご異議ございませんか。</p>
議 長	(異議なしの声あり)
事 務 局 長	<p>異議ないものと認め、会長並びに会長代理に一任させていただくことに決定いたします。</p> <p>4月1日付で農業委員会事務局職員の定期人事異動があった場合において、異動の辞令交付は、4月1日に会長から交付いたします。なお、4月の定例総会において、農業委員会の承認を追認で受けることになりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>(報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)</p>	
議 長	<p>続きまして、報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>2件の届出がございました。2筆で面積は5,880平方メートル。いずれも合意解約となっています。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)</p>	

議長	報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事務局	7件の届出がございました。70筆で、面積につきましては合計で11万7,309平方メートルでございます。いずれも相続による所有権移転となっております。 以上でございます。
(報告第3号 農地等の現況に係る照会に対する回答について)	
議長	続きまして、報告第3号 「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事務局	法務局より2件の照会がございました。番号1番、1筆で地目、田から原野への変更。番号2番、1筆で地目、畠から宅地への変更。現況地目を確認し、いずれも非農地と判断したことから、令和5年1月16日付で会長専決処分により回答いたしました。 以上でございます。
議長	以上で、議案の審議及び報告を終わります。
議長	続きまして、その他について何かありましたらお願ひいたします。 では、事務局のほうからお願ひします。
事務局	すみません。では、事務局のほうから。活動日誌の提出についてですが、毎月きちんと提出されている方もいらっしゃいますが、ちょっと滞っている方もいらっしゃいますので、よろしくお願ひします。去年の4月の臨時総会におきましても説明させていただきましたが、農業委員、最適化推進委員の活動実績により、国からの農地

	<p>利用最適化交付金が交付されます。今年度の見込みとしまして、予算に充当される分を超える金額が交付される予定でありますので、皆さんに配分させていただく形になります。3月年度末に配付になります。</p> <p>こちらにつきましては、活動日誌に記載されております活動内容、活動量により、皆さんに配分される金額もそれぞれ変わってきます。今幾らというお話をちょっとできないのですが、当初の目標である毎月10日間の活動実施を実践している委員さんもいらっしゃいますので、実績により配分される金額に差が出てくることと思われます。先ほど申し上げましたが、今現在10月分から未提出の方もいらっしゃいますので、毎月の提出をお願いしたいと思います。また、3月につきましては実績報告というのを行う必要がございますので、3月の総会時には3月分までの活動日誌の提出をよろしくお願ひします。</p> <p>続きまして、タブレット研修ということなのですけれども、農業委員会のほうでも国の補正予算、去年の繰越しなのですが、農業委員会にタブレット端末が導入されました。こちらにつきましては17台の導入ということで、全員にタブレットをお配りするという形ではないのですが、基本的には貸し出ししてお使いいただく、もしくは現地調査、農地パトロール等でお使いいただくということを想定しております。本来でしたら、もっと早く研修会を開きまして、操作研修会ですね、皆さんに活動していただくところでしたが、すみません。ちょっと来年度に向けて本格活用ということで、2月中に研修会を実施したいと今考えております。実際にタブレットを操作しながら研修を受けていただきたいと思いますので、全員で1度となるとなかなか難しいところなので、地区ごとに分けたりということを考えております。2月の頭にも通知文を発送したいと思いますので、ご協力のほどをよろしくお願ひします。</p> <p>以上です。</p>
議長	その他について何かありましたらお願ひします。 どうぞ。
新堀隆委員	今後の指針で、各集まりというか、役員に女性の比率を高めてくれという話が出ていると思います。農業委員に対しては多分30%かな、目標出ていると思うのですが、それについてはどのように事務局としては考えているか、何か予定はありますか。
議長 事務局	では、事務局のほうからお願ひします。 鉾田市でも国の男女共同参画に倣いまして、男女共同参画計画と

	<p>いうのが立てられております。その中で、先ほど新堀委員さんがおっしゃられたように、農業委員は30%を達成するようにということになっております。多分農協の役員さんなんかも比率が何%ということはなっていると思います。そちらにつきましては、農業委員の場合には3年に1回、改選という形になりますので、次の改選に向けて、今のところ3名、農業委員会で女性農業委員いらっしゃるのですが、こちらは全て公募となっておりまして、公募にもやっぱり限度というか、決まりがありますので、地区からの推薦を女性ということで上げてもらう必要がございます。これはなかなか皆さんご存じのとおり、例えば区長さんなんかも全て男性がやっているとおり、なかなか農業委員となると女性というのは難しいところがあるのですが、こちらにつきましては広報等で周知するのに加えまして、その改選の前の年には地区で説明会を行います。各地区ごと、各地区というのは旭、大洋、鉾田地区ごとに分けてやるのですが、その際に可能な限り女性のほうをお願いしますということでお話はしたいと思います。</p> <p>また、推進委員も36名定員となっておりまして、今35名なのですが、昨年の改選で1人、女性委員が入りました。そちらにつきましても女性の比率が多少なりとも増えてくれれば、推進委員から農業委員というステップアップされる方もいらっしゃいますので、何とか次の改選、令和7年になりますけれども、そのときに一人でも多く女性の農業委員の登用ということで考えております。</p> <p>また、来年度からは、女性農業委員の方には説明しているのですが、茨城県の農業委員会の女性協議会というのがございます。こちらは、鹿行地区では鉾田だけ参加していなかったものですから、来年度から女性農業委員の方に参加していただくことになっておりまして、そういう意味でもおっしゃるとおり、女性農業委員については可能な限り増やしたいというのが委員会、事務局も考えております。</p> <p>新堀隆委員 分かりました。私が把握している農協でも、女性の比率、理事の比率を15%にしてくれと。これは農協の上部組織の中央会という組織があるのでけれども、必達、必ずやってくれということになっております。今から大分動いていまして、一番いいのは先ほど事務局が言ったように、定員の分母、どこどこの人の理事さんを女性の人に、定員をオーバーしてやればいいのですけれども、なかなかそれがやっぱり難しくて、地区からやっぱり理事さん、大体地区持ち回りとか交代で出ている地区があるものですから、次回の理事さんは誰が出るとかという地区も、慣れてきている地区もあるもので、なかなか難しくて、ちょっと農業委員のほうはどうなのかと意見を拝借するのに質問させていただきました。分かりました。</p>
--	--

議 長	<p>私が思うには、やはりその地区から皆さん、農業委員の方は選んで上がってくると思うのです。やはり区長さんが選んでくれているのだけれども、やはり区長さんに少し区長会などで骨を折っていたい、そういう話をいろいろな集まりがあるときに区長さんにそういう話を少しでもしておいていただいて、それでやはりそういう目標があるということを言っていただいて、幾らかでもパーセンテージを上げることは、これから課題として事務局も、私たち農業委員もそういうような形は持っていていいと思うのです。やっぱり地元の区長さんが推薦で選ぶのですから、だから区長さんにある程度話しかけておいて、区長会とかなんとかいろいろとやるところで話をしてもらったほうが、もっと浸透するのではないかなど私は個人的に思ったわけであります。</p>
新堀隆委員	<p>今区長さんの推薦ですからね。区長さんの理解を得ないとやっぱり。</p>
議 長	<p>それが一番ですから、だから区長さんに接触していただいて、その区域に女性の方がいらっしゃれば活動してもらわなければな、そういう話も区長さんにしてもらったほうが、幾らかでも増えるのではないかかなという気がした、そういう形です。</p> <p>そういうことで、そのほか何かありますか。</p> <p>どうぞ。</p>
海老原康廣委員	<p>18番、海老原です。先月、飯岡会長から表彰状を頂いたOBの方から電話がありまして、例年どおり一席設けてもらえる席があったら、お礼かたがた参加したいという電話が入っておりますので、ご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>では、事務局のほうから説明を。</p>
事 務 局	<p>事務局としましては、現在コロナ禍の状況ですので、新たにその席を設けるのではなくて、4月に異動があった場合には歓送迎会等がありますので、その席に合わせるという考え方で一応考えておりまして、すぐにということ、年度内にということは考えておりません。以上です。</p>
議 長	<p>どうですか。</p>
海老原康廣委員	<p>一応令和4年と令和5年になってしまってもおかしくないかな。表彰状は令和4年で、一席が5年で。</p>

事務局	年度が変わってしまったとしても、その人に懇親を深める、あるいは報告するということなので、やむを得ないかなということで。一番は、コロナが収束して、すぐにでも開催できればいいのですが、今の状況を見るとそういう状況ではないので、年度が変わったとしてもご了承いただければと考えております。 以上です。
議長	どうでしょうか。そのほかありますか。 では、事務局からお願いします。
事務局	すみません。最後に1つ。4条とか5条、あと転用事実証明なんかもそうなのですが、現況調査員、その後地元委員ということで説明されると思います。前もお話をさせていただいたのですが、今日も質問等にあったとおり、まず皆さん元には議案書と地図と審査表等がございます。ですので、まずは地図でどこなのかなど、地図を見て場所がどこなのかというのをまず説明していただいて、いっぱい案件がある場合、大変だとは思うのですが、まずは場所の説明をしていただいて、そこから何条の説明という形でやっていただければと思われますので、来月以降よろしくお願いします。
議長	そういうことでございますので。 では、すみませんけれども、私のほうから1件いいですか。この間私も現地調査、毎月やっているのですけれども、5条の、今日もありましたが、5条の3番の件、太陽光発電、やっぱり許可になりました。大洋駅から。そうすると、その案件は第1種農地が太陽光発電、勝手に許可になってしまふのです。なぜかといったら、大洋駅から500メートル範囲内だと何の縛りもないのです。そうすると、許可をする大洋駅から500メートルはあくまでも承認を否決で、住宅とか商店街とか、そういうのが建つのが目的だと、駅から500メートルという基準を最初に設けたのではないかと思うのです。ところが、それをを利用して駅周辺が、大洋駅が太陽光になってしまふのは、ちょっとこれは農業委員会として、第1種農地が、そういう立派な土地が太陽光に簡単に許可できるというのが、これが非常に私残念だなど、地元でそう感じたことですから、皆さんにそういうところを少し考えていただいて。 先ほど5番の旭も駅からやはり500メートルということもありました。あの場合にはアパートの進入路ですから、これは許可を取るのは簡単でございます。駅からアパートなどは、住宅地とか商業施設のための500メートルだから、こういうのが許可になるのは別に簡単に構わないですけれども、やはりそれを利用して駅から

500メートル範囲内で太陽光ばかりできてしまうのは、第1種農地なので、それはむなしく感じるものだから、ちょっと皆さんに何かいい知恵でもあればと思って、今私のほうから話をさせていただきましたので。農業委員会は、やっぱり基本は農地を守ることが第一の目的だと私も思っているのに、太陽光で大洋駅周辺が簡単に第1種農地が失われるの非常に残念なものだから、ちょっとここで皆さんで考えていただきたいなと思って、ちょっと話させていただきました。何かいい案でもあればと思って。

箕輪美代子委員

23番、箕輪です。農業委員会で何か決めるというのは、そういう場合には難しいのかなと。鉢田市で条例でもつくってもらって、そういうのを直さない限り難しいと思います。どうでしょうか、その条例、市長にお願いして。

議 長

それを前私、議員さんの方に太陽光ばかりではなくて、違う問題で、ここだけの話だから、私言いますけれども、私たちがお金を持っていて、中国に土地を買うと、幾ら永住権があっても、中国の土地を買うことはできない。ところが、中国は永住権があれば中国人が土地を買うことができる。そういう簡単に土地が売買できるということを非常にむなしくなるから、鉢田市の条例か何かでそういうのを決めることはできないのですかということで議員さんにお願いしたらば、やっぱり3か月からそこらたちましたら答えが返ってきてきましたけれども、条例をつくるというのは私たちも簡単に考えてしまって、議会で決めればそれでいいものだと。やっぱりあれには弁護士なり、法律の専門家を交えてやらなければ、条例というのは相当ハードルが高いみたいなそうなのです。

私が農業委員やっていますけれども、最初に議案書ではなくて、農地法に関する内容があったのです。転用許可基準から見た意見というのが。私が農業委員なったばかりの頃には、この文言の中に、私がなった頃に、地域との調和というのも文言があったのだけれども、今地域との調和という文言が外れてしまっているのです。それがあれば、地域との調和が取れなかった場合には許可できないような、そういう何か引っかかるようなものがあればと思ったのです。だって、中国人が多分地域との調和が取れるかといったら、ちょっと取れないと思うのです。今の中国人がやっているの。だから、そういうものが外されてしまっているから、何で外されたのか、私も分からなかったのだけれども、私がなった頃は地域との調和という文言があったのです。適か不適か。それが今文言がないものだから、だからこれだけ通れば通ってしまうわけだから。そうすると、太陽光がそれで第1種農地が失われるということを非常に懸念を持っているから、ちょっと今私から話して、皆さんで何かいいアイデア

	<p>でもあればと思って話をさせていただきました。 どうぞ。</p>
新堀隆委員	<p>1番の新堀です。法律的なことは私はよく分からぬのですけれども、確かに駅前の住宅地に太陽光が確かにありますね、大洋駅の周りに結構まとまって。ちょっと違和感がありますね。あそこはもっときれいな住宅地を建ててほしいね、どっちかというと。だから、そういうときは例えば私たち農業委員は、ちょっとむなしい気がするのだ、法律で許可されているの承認する形ですから。だから、もっと会長さんなんかいろいろな農業会議とかいろいろ出ると思うのですけれども、そこへ話してもらって陳情するような形で、国会議員さんとか、の人らに陳情するような形から始まるしかないのかな。分からないけれども。</p>
議長	<p>この前、ちょっと議員さんにはそういう話はしました。国会議員の2人の方にはそういう話をしました。だから、農業委員というのは許可ができれば通ってしまう。止めることはできない。第1種農地でここが太陽光というわけにはいかないでしょうと言っても止めるすることはできない。もう通ってしまうのだもの。だから、それがちょっと駅周辺としては、駅周辺に太陽光ができるてしまうというのがむなしいなという感じ。第1種農地でありながら。そうすると、あの大洋駅、ここにできて、ここにできて、その間も土地もやりたくなってしまったら、当然業者側にいってしまうのです。そうすると、こういう利益を上げているという業者を入れろとしか言わない。こういう利益を上げているとなってしまうと、そこがやれば、またそこもなってしまうのです。だから、500メートル範囲内というあの縛り。</p>
	<p>(おかしいよね、あれの声あり)</p>
議長	<p>それが何かあればなと思って。この前現地調査をやって、事務局と話をしながら来たのです。簡単に通ってしまうから。第1種農地でなければいい。第3種くらいならば、これはしようがないと思うけれども、第1種農地がこうやって失われていくのは非常に残念だなと思いましたから、ちょっと皆さんで何かいい知恵でもあればと思ったのですけれども。集まりをやったときにはそういう形で議員さん方にはある程度これから、何回もこちらは言ったけれども、これからも言っていこうとは思っているのですけれども。</p> <p>どうぞ。</p>
事務局	<p>先ほど第1種農地というお話だったのですけれども、300メー</p>

	<p>トルとか500メートルになると第2種、第3種になってしまうので、認めざるを得ないというところはございます。</p> <p>それと、事務局のほうからお話をさせていただくと、大体太陽光になる農地というのは、お年寄りが持っている自分では耕作しないで、相対で貸していると。相対で貸していると、権利は弱いです。もう駄目と言われたらそこで終わってしまうので、太陽光として入りやすいです。ですので、利用権設定なり、農地中間管理機構を使ったきちんと契約を結べば、そこは担い手の耕作権というのが守られているので、そういう方向で、手段で、いい農地であれば守っていったほうがいいのかなというのは農業委員会としてはいいのかな。農地の最適化というところを考えれば、きちんとヤミ耕作は廃止して、担い手と地権者ときちんと契約が結ばれているということであれば、太陽光の業者も入りづらくなるとは思います。すみません。</p>
議長	<p>そういうことで、今事務局から説明がありましたけれども、やっぱり今まで畠としてやっていたやつが、耕作放棄地で10年も15年も育てない畠ならばいざ知らず、去年まで立派な畠として活躍していた畠が太陽光というのは非常にむなしいから、ちょっと私のほうからしゃべらせていただきましたけれども、やはりそのほかにも何かそういうことがあれば。だから、できればあくまでも第1種で駅周辺ということでなくて、第2種のへんぴなところとか、第3種の何も耕作されていない、何十年も耕作されていないところならば、これは許可するのはやむを得ないのだろうなと思いますけれども、第1種が失われているのが非常に残念なものだから、ちょっと皆さんに考えていただければなと思っておりました。</p> <p>そういうことで、そのほかに何か気がついた点があれば皆さんでお願いいたします。ないですか。</p>
	<p>(発言なし)</p>
議長	<p>それでは、議事日程を全て終了いたしました。慎重審議ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、鉢田市農業委員会1月定例総会を閉会いたします。</p>
	<p>午後4時3分　閉会</p>

署名人

議長（会長）

22番委員

23番委員